

意見

東日本大震災からの復興政策 10年間の振り返りに関する有識者会議（第2回）

2022年12月5日（月）

委員 大西隆

「振り返り」に当たって

東日本大震災からの復興施策の総括については、3年前（2019年10月23日）に「東日本大震災の復興施策の総括」がまとめられている。今回の復興政策10年間の振り返りを、その時点修正に留めないものとするならば、計画の達成度評価に留まらずに、あるべき復興の姿から見た評価を行うという視点が重要ではないか。

現段階では達成状況の記述が多くを占めており、評価に関わる記述が極めて弱いと思われる。委員会での議論を踏まえて、評価に関わる記述を充実させていくべき。

1. 【復興庁の設立と活動の意義】災害が広域に及び、極めて深刻で、復興に長期間を要していることから、復興への資金的、人的、技術的支援を、国民理解の下で、かつ被災地間の公平を保ちながら進めるためには、復興に関わる政策立案や調整を総合的に推進する機関を国に設置することが不可欠であった。こうした観点で設置された復興庁は、被災地の復興に重要な役割を果たしてきた。こうした観点から、復興庁の設置とその活動の意義について述べるべき。
2. 【同様の災害を繰り返さないという視点・・施策の総括的な評価】東日本大震災からの復興施策の目的には、大津波の再来に対して減災（物的被害は止む得ないとしても人的被害はなくす）を目指すことがあった。しかし、千島海溝・日本海溝の巨大地震・津波の被害想定（2021年12月21日、内閣府）では、東日本大震災の主たる被災地であった岩手県、宮城県、福島県でも、県によっては東日本大震災を上回る死者が想定されている（東日本大震災被災地でもレベル2の津波発生）。このため、例えば防潮堤・防波堤などのインフラ整備が完了したり、計画が定まって事業が進んでいる地域では、今後もお大きな人的被害が想定されているとの戸惑いがあると承知している。復興政策の効果を高めるには、来るべき災害への防災減災の観点から現状を評価し、特に人命を救うための減災計画を拡充する必要があるのではないか。（⇒避難地・避難路の確保や避難訓練など今後必要となる施策を指摘する）
3. 【国民負担に基づく復興事業が過不足なく行われたのか・・第2章第4節、第3章等に関連するインフラ整備等に関する評価】災害公営住宅、区画整理、防災集団移転促進等の事業で確保されてきた住宅（区画）については供給過剰になったのではないかという指摘がある。被災地の人口減少、他の地域での生活再建等によって、復興事業で供給された住宅に戻らなくなった方々が少なくないという事情がこうした結果をもたらしたと考えられる。住宅に関わる復興事業について、被災者との意見交換を密にして、需要に見合った供給量を確保する努力が必要だったのではないか。（⇒今後の教訓、及び居住者が過少となる恐れのある復興集落における社会生活拡充施策）

また、前住居から高台などへの移転を伴う防災集団移転促進事業では事業個所が多くなった結果、各事業地の住宅（区画）数が少なくなっており、今後の生活の中で種々の社会的なサービス提供や近隣の助け合いなどに支障を来す恐れがある（生活を維持するのに十分な地域社会が形成し難い）と心配される。初期の計画段階での時間をかけた話し合いや移転候補地確保の努力によって、複数集落の協力による移転事業の規模拡大などを目指すべきではなかったか。また、今後、機会をとらえた居住地区の統合等を進めていくべきではないか。（今後の教訓、事前の取組強化）

4. 【今後のインフラ維持管理・・第2章第4節、第3章等に関連するインフラなどの維持管理】30兆円を超える復興事業が行われる結果、インフラの維持管理等の財源問題が心配されている。被災自治体におけるこうした後年度財政負担についてどうしていくべきなのかにも言及するべきではないか。（後年度における費用発生の見通しと考えられる施策の検討）
5. 【避難所におけるケアの在り方・・第4章に関連した特に初期対応】避難生活での孤独死などの災害関連死の問題などが指摘されてきた。仮設住宅の在り方やそこにおける心・生活のケアが十分であったかが問われている。これらについても認識を示し、必要な対策が検討され、今後実行されるようにするべきではないか。（災害関連死等の問題を再度振り返り今後の教訓を導き、初期対応策の拡充を図る）
6. 【福島被災地でなお継続している災害とそれへの対策・・第6章、第7章の福島原子力災害】福島原発被災地では、現在でも帰還困難区域が存在し、避難指示が解除された地域でも帰還しない人が多いなど他の被災地とは状況が異なる。残されている避難指示区域の除染の在り方、廃炉、汚染水対策・風評対策、中間貯蔵施設の汚染物質の移設等の問題を中心に、何が残されている問題かを明記して、その解決に向けて、東京電力と国のそれぞれの責任と役割を明らかにしつつ方向を示すべきではないか。
7. 【域外避難者への対応・・特に第7章第2節等に関連】原発事故に関して、帰還しない被災者については、「人の復興」という視点（被災者が何処で暮らしても必要な支援を受けられる）を重視して、それが適切に行われてきたのかを振り返るべきではないか。

その他個別の箇所

19頁 比較の表現については、基準を示して客観性を持たせるべき

79頁 炉心溶融など事故の程度を正しく表現するべき

80頁 「戻りたい」と「判断がつかない」を一緒にする根拠はないのではないかと